

# 「栃木県高齢者福祉協会」規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、栃木県高齢者福祉協会（以下「本会」という）と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務所は、選出された会計（事務局を兼ねる）の施設内に置く。

(目的)

第3条 本会は、栃木県内の社会福祉法人を有し、社会福祉法の理念に基づき、公共性・非営利性・永続性など社会福祉法人としての考え方を重視した会員と共に、社会環境の変化に対応した高齢者の福祉のあり方を討議して、的確に対処することにより、栃木県の高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 中長期展望に基づく課題の摘出、及びそれに対する施策に関する討議
  - (a) 運営の充実に関すること（財務・労務・諸規程・制度等）
  - (b) サービス向上に関すること（施設・職員・システム等）
  - (c) その他

(2) 関係機関（行政機関等）に対する協力と建議要望

(3) 講師招聘による研究討議

(4) 会員相互間の相互啓発・協議・情報交換

(5) その他

2 別途、委員会活動を行なう。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会の正会員は、本会の趣旨に賛同して入会した栃木県内における社会福祉法人の管理者等とする。

2 準会員は、正会員が運営する他の事業所の所在地ごととする。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。ただし、正会員2名以上の推薦を必要とする。

(資格の喪失)

第7条 削 除

(退 会)

第8条 会員は、会長に退会届を提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第9条 削 除

(会 費)

第10条 本会の会費は、正会員1法人年額4万円とする。

2 納入された会費は、会員資格を喪失した理由の如何を問わず返還しない。会費の変更は、総会にて全員の総意のもと、検討する。

3 準会員は、1施設1万円とする。

### 第3章 役 員

(種別及び定数)

第11条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち会長1名、副会長2名、会計1名は、理事の互選により任命される。

(選 任)

第12条 役員は、総会において選任する。

(職 務)

第13条 会長は、本会を代表し、その業務を統理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序によって、その職務を代理する。

- 3 会計は、会計業務を担当するとともに、事務局として本会の運営に係わる事務処理全般を行う。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(任 期)

第14条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠の補充や増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者の残存期間とする。
- 3 6月1日に遡り施行する。

(解 任)

第15条 役員が次の各号に該当するとき、総会における出席会員総数3分の2以上の多数による議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められたとき
  - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第16条 役員は、無給とする。

## 第4章 顧 問

(顧 問)

第17条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会にて選任する。
- 3 顧問は、本会の運営に関する重要な事項について、会長の諮問に答える。

## 第5章 総 会

(種 別)

第18条 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構 成)

第19条 総会は、第5条の会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員を選出
- (3) 会計報告の承認
- (4) 第4条に掲げる活動内容

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面による請求があったとき

(定足数)

第22条 総会は、正会員総数の過半数の正会員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

(議長)

第23条 総会の議長は、会長とする。

- 2 会長は自らが総会に出席できないとき、副会長に総会の議長として、議事の運営を委任することができる。

(議決)

第24条 総会の議決は、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(議決権等)

第25条 総会の運営の議決権は1法人1票とする。(正会員)

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ議案として通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理として表決を委任することができる。この場合、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 準会員は、議決権がないものとする。

(議事録)

第26条 総会を開催したときは、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなけれ

ばならない。

- (1) 召集の年月日
- (2) 開会の日時及び場所
- (3) 正会員総数及び出席者数(表決委任者又は書面表決者がある場合は、その数を付記)
- (4) 目的たる事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録は、事務局が作成し議長の承認を得る。

(進行)

第27条 総会の進行は、事務局が行う。

## 第6章 会計

(会計)

第28条 本会の経費は、会費をもってこれに充てる。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(収支決算)

第30条 本会の収支決算書に関する書類は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に会長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

付 則

1 この規約は、平成22年 9月 2日から施行する。

〃 平成24年 6月14日 改正

〃 平成24年11月28日 改正

〃 平成25年 6月 5日 改正

〃 平成26年 6月18日 改正

〃 平成28年 5月12日 改正